

仕 様 書

市街地開発課

業 務 名	令和6年度 日和山公園周辺地区市街地整備事業に伴う建物等調査算定業務
-------	------------------------------------

下 関 市

仕 様 書

市街地開発課

	参事(課長)	課長補佐	主査(係長)	主査(係長)	係 長	検 算	設 計 者

施 工 年 度	令和 6 年度	実 施 場 所	下関市丸山町四丁目
---------	---------	---------	-----------

業 務 名	令和6年度 日和山公園周辺地区市街地整備事業に伴う建物等調査算定業務
-------	------------------------------------

業 務 概 要	建物等の調査 一式

予 定 期 間	着手後 日間 (令和 年 月 日から令和 7 年 3 月 21 日まで)
---------	--------------------------------------

設 計 金 額 (元設計金額)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
変 更 設 計 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
精 算 見 込 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

総括情報表

事務所	60 下関市		
適用単価地区	14 下関市(旧市内)		
適用基準日	00-06.12.01(0)		
発注区分	41 一般(土木)		
			<p>【代価表の諸雑費】</p> <p>#09 ... 単位数当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように所定の諸雑費率以内で端数を計上している。</p> <p>#91, #92, #99 ... 単位数当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように端数を計上している。</p> <p>(#01 ~ #08では、有効数字4桁になるような端数計上はしていません。)</p>

* 用地調査委託費 *

内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
用地調査委託費									X4000	
1-共通									Y1999	
打合せ協議									SF000177	00
	1			業務					単第0	-0001 表
現地踏査 (建物等の調査)									SF000005	00
	1			業務					単第0	-0002 表
1-建物等の調査									Y1999	
2- A 箇所									Y2999	
附帯工作物の調査及び算定 住宅敷地C -									SF000187	00
	1			戸					単第0	-0003 表
その他通損に関する算定									SF070800010	00
	1			所有者					単第0	-0007 表
2- B 箇所									Y2999	

* 用地調査委託費 *

内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
附帯工作物の調査及び算定 住宅敷地A -	1			戸					SF000187 00	
									単第0 -0009 表	
その他通損に関する算定	1			所有者					SF070800010 00	
									単第0 -0007 表	
** 直接人件費 **										
** 材料費 **									Z0001	
** 旅費交通費 **									Z0002	
旅費交通費（用地）	1			式					S7Z0201X4 00	
									単第0 -0013 表	
** 直接経費 **										
** 直接原価 **										
** その他原価 **										

* 用地調査委託費 *

内訳表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
** 業務原価 **					
** 一般管理 費等 **					
** 業務価格 **					
** 消費税相 当額 **					
** 業務費計 **					

施工代価表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師		人			R0870
技師(A) 外業		人			R0880
技師(B) 外業		人			R0890
*** 単位当たり ***	1	業務			
A=1 中間打合せ回数					

施工代価表

附帯工作物の調査及び算定
住宅敷地C -

SF000187

単第0 -0003 表

1 戸 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
調査 住宅敷地C -	1	戸			SF000189 単第0-0004 表
図面等 住宅敷地C -	1	戸			SF000189 単第0-0005 表
算定 住宅敷地C -	1	戸			SF000189 単第0-0006 表
1戸当り		戸			+00
*** 単位当たり ***	1	戸			
A=3 住宅敷地C D=1 [有]調査 F=1 [有]算定			B=1 - E=1 [有]図面等		

施工代価表

単第0 -0004 表

SF000189

調査

住宅敷地C

1 戸 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師(A) 外業		人			R0880
技師(B) 外業		人			R0890
技師(C) 外業		人			R0900
1戸当り		戸			+00
*** 単位当たり ***	1	戸			
A=1 調査 C=1 -			B=3 住宅敷地C		

施工代価表

SF000189

単第0 -0005 表

図面等
住宅敷地C

1 戸 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師(A) 内業		人			R0620
技師(C) 内業		人			R0640
1戸当り		戸			+00
*** 単位当たり ***	1	戸			
A=2 図面等 C=1 -			B=3 住宅敷地C		

施工代価表

単第0 -0006 表

SF000189

算定

住宅敷地C

1 戸 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師(A) 内業		人			R0620
技師(B) 内業		人			R0630
技師(C) 内業		人			R0640
技師(D)(技術員) 内業		人			R0645
1戸当り		戸			+00
*** 単位当たり ***	1	戸			
A=3 算定 C=1 -			B=3 住宅敷地C		

施工代価表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
算定 移転雑費	1	所有者			SF070800011 単第0-0008 表
小計					+00
1所有者当り		所有者			+00
*** 単位当たり ***	1	所有者			
A=3 移転雑費			B=1	移転雑費単位:所有者	

施工代価表

SF070800011

単第0 -0008 表

算定
移転雑費

1 所有者 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師(A) 内業		人			R0620
技師(B) 内業		人			R0630
技師(C) 内業		人			R0640
小計					+00
1所有者当り		所有者			+00
*** 単位当たり ***	1	所有者			
A=2 C=1 算定 移転雑費単位:所有者			B=3	移転雑費	

施工代価表

附帯工作物の調査及び算定
住宅敷地A -

SF000187

単第0 -0009 表

1 戸 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
調査 住宅敷地A -	1	戸			SF000189 単第0-0010 表
図面等 住宅敷地A -	1	戸			SF000189 単第0-0011 表
算定 住宅敷地A -	1	戸			SF000189 単第0-0012 表
1戸当り		戸			+00
*** 単位当たり ***	1	戸			
A=1 住宅敷地A D=1 [有]調査 F=1 [有]算定			B=1 - E=1 [有]図面等		

施工代価表

単第0 -0010 表

SF000189

調査

住宅敷地A

1 戸 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師(A) 外業		人			R0880
技師(B) 外業		人			R0890
技師(C) 外業		人			R0900
1戸当り		戸			+00
*** 単位当たり ***	1	戸			
A=1 調査 C=1 -			B=1 住宅敷地A		

施工代価表

SF000189

単第0 -0011 表

図面等
住宅敷地A

1 戸 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師(A) 内業		人			R0620
技師(C) 内業		人			R0640
1戸当り		戸			+00
*** 単位当たり ***	1	戸			
A=2 図面等 C=1 -			B=1 住宅敷地A		

施工代価表

単第0 -0012 表

SF000189

算定

住宅敷地A

1 戸 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
技師(A) 内業		人			R0620
技師(B) 内業		人			R0630
技師(C) 内業		人			R0640
技師(D)(技術員) 内業		人			R0645
1戸当り		戸			+00
*** 単位当たり ***	1	戸			
A=3 算定 C=1 -			B=1 住宅敷地A		

特記仕様書

1. 総則

1) 業務の目的

本市の中心市街地北側斜面地は、老朽建築物等が密集しており、住環境の改善が必要な地区である。本業務では、(仮称)丸山町改良1号線の一部の整備に必要な用地の取得に伴い、移転が必要となる建物等の補償算定業務を行うものである。

2) 一般事項

(1) この仕様書に定めのない事項については、契約図書及び山口県業務委託共通仕様書、監督員の指示に従うものとする。

(2) 受注者は次の事項に留意の上、業務を行うこと。

(ア) 関係法規、規則等諸法令を順守すること。

(イ) 業務実施に伴い、知り得た情報について他に漏らさないこと。

(ウ) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。

(エ) 業務の実施にあたり、契約図書及び発注者の指示に従い、業務の意図、目的を十分に理解した上で、業務に努めること。

(3) この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合については、発注者と協議の上、その指示を受けなければならない。

(4) 管理技術者

(ア) 受注者は管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする。

(イ) 管理技術者は、仕様書等に基づき業務に関する一切の事項を処理するものとする。

(ウ) 管理技術者は、業務を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。

(5) 照査技術者

(ア) 受注者は照査技術者を定め、発注者に届け出るものとする。

(イ) 照査技術者は、成果物の内容の技術上の照査を行うものとする。

(ウ) 照査技術者は、照査を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。

3) 履行

(1) 受注者は契約後、業務計画書や工程表等の必要書類を遅延なく提出すること。

(2) 打合せ協議はその内容について、その都度受注者が記録簿を作成し、相互に確認を行うこと。

- (3) 業務が完了したときは、速やかに発注者に完成通知書を提出し、完了検査を受けること。
- (4) 業務の受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他必要な措置を取らなければならない。
- (5) 受注者は、請負代金額 100 万円以上の業務について、受注時は契約締結後 15 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日以内に、完了時は業務完了後 15 日以内にテクリスに基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、発注者の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターへ登録するとともに、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を発注者に提示すること。
- (6) 貸与及び公表
許可なく本業務に関しての成果及び資料を公表してはならない。貸与された関係資料は、業務終了後速やかに返却すること。
- (7) 本業務に関し、第三者に損害等を与えた場合は、受注者の責任においてこれを賠償すること。

2. 業務内容

1) 建物等の調査及び算定

- ・別添業務箇所図の建物及び工作物について、山口県業務委託共通仕様書、用地調査等共通仕様書及び中国地区用地対策連絡会制定の補償金算定標準書等に基づき、附帯工作物等の調査を行い、補償算定を行う。

2) 打合せ協議

- ・業務着手後、中間(1回)、成果品納入時に実施する。

3. 成果品

以下を納めるものとする。詳細については、最新の山口県業務委託共通仕様書、用地調査等共通仕様書及び中国地区用地対策連絡会制定の補償金算定標準書(要領編)を参照すること。

- ・成果品 2 部(協議録・図面等を含む)
- ・電子データ 1 部
- ・その他資料 1 式(監督職員との協議による)

4. その他共通事項

1) 安全管理

- ・業務遂行においては、事故の防止に努めること。
- ・調査にあたっては、関係規則を遵守し、公衆に迷惑を及ぼさないよう十分に注意を払うこと。

2) 地元対応

- ・地元への対応は親切、丁寧に行うこと。
- ・調査時にはコンサルタント名の入った腕章を必ずつけること。
- ・受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うこと。

5. その他

別紙「特記仕様書（環境編簡易）」、「個人情報取扱事項」及び「下関市暴力団排除条例に係る特記事項」に記載されている事項を順守すること。

以上

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

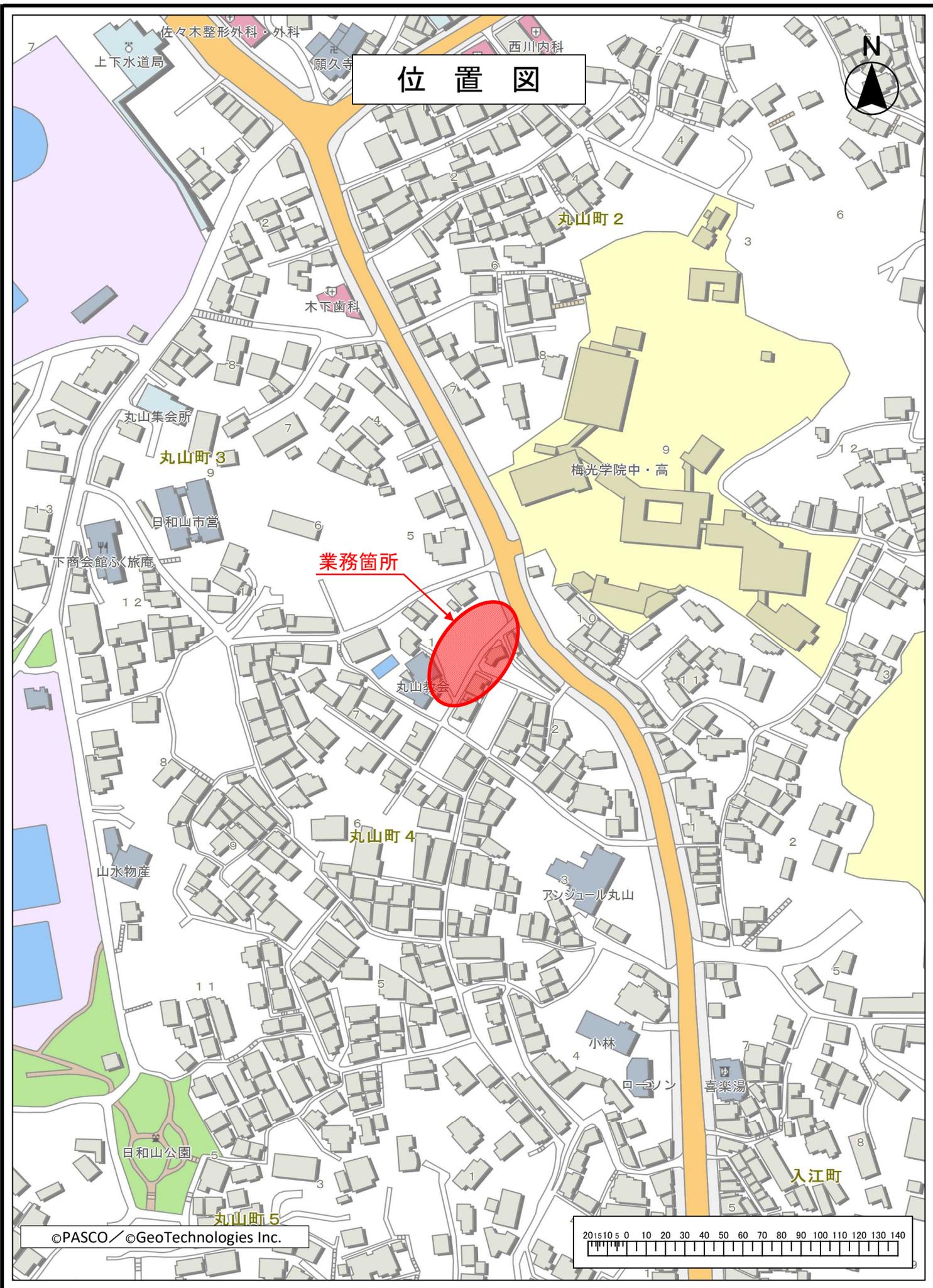
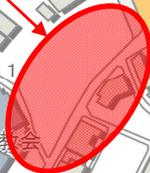
第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者(この条において「下請事業者等」という。)が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。

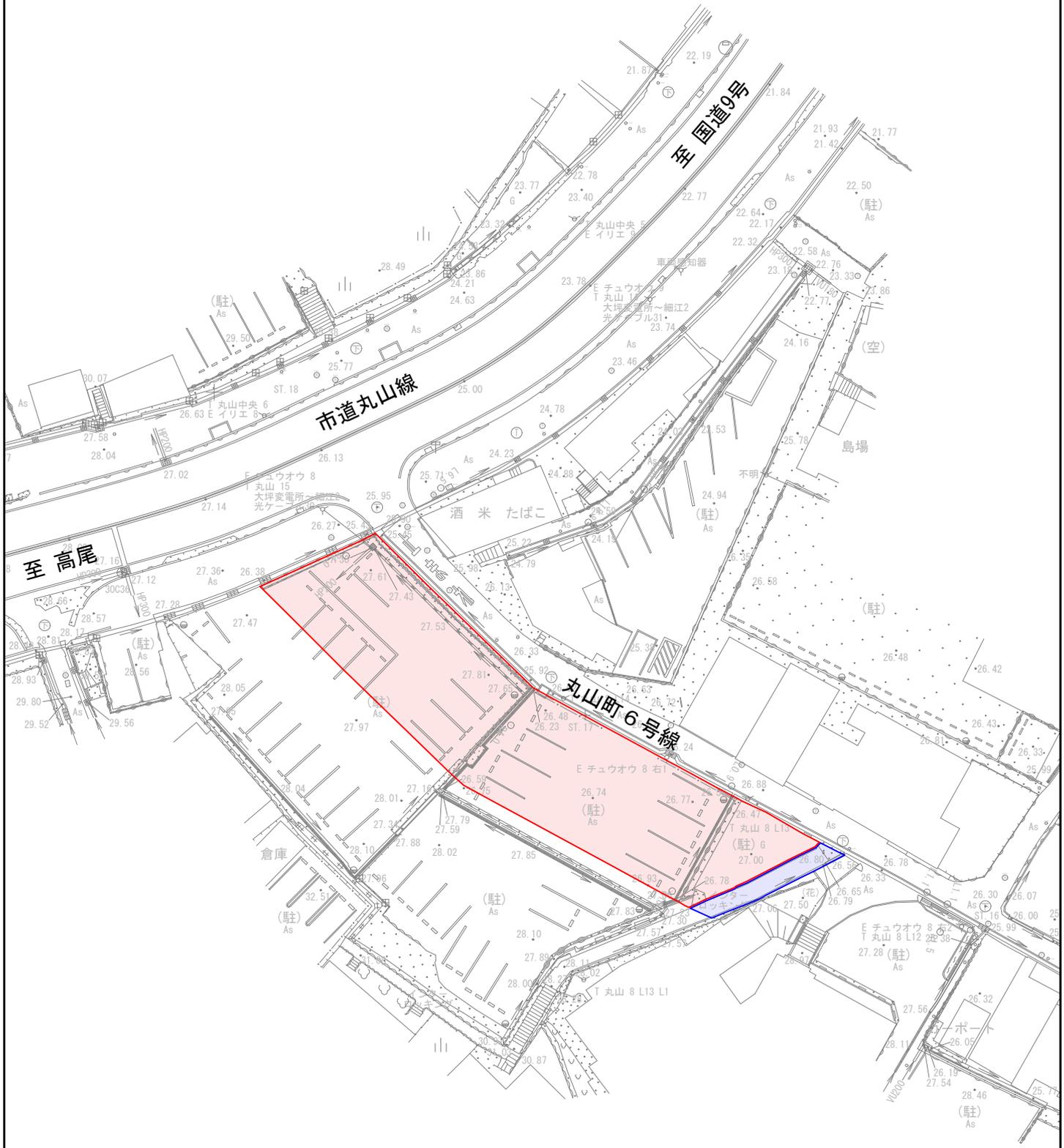
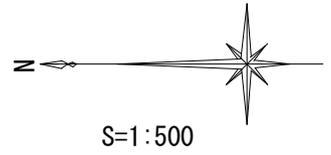
位置図



業務箇所



調査箇所詳細図



	附帯工作物(住宅敷地C) A箇所
	附帯工作物(住宅敷地A) B箇所